

コンプライアンス・公正な事業遂行

1. 基本的な取り組み方針

当グループでは、コンプライアンスを、「法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守し、経営理念(ミッション)に掲げるステークホルダー(お客さま、(地域)社会、株主、社員)の期待に応え信頼を確立すること」と捉え、当グループの目指す「The Trust Bank(ビジョン)」実現に必要な経営上の最重要課題の一つとして位置付け、ベター・ベストのプラクティスの実践に取り組んでいます。

当社では「The Trust Bank」にふさわしいコンプライアンス態勢を実現するため、「行動規範(バリュー)」において、

「法令等の厳格な遵守」を宣言し、取締役会が定める「コンプライアンス規程」等において役員・社員等が遵守しなければならない行動基準を定めています。

また、行動規範に関する具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」において、①業務に関わらず遵守すべき行動規範の解説、②違法行為を発見した場合の対処方法を明確化するとともに、各種業務に応じて個別に理解・留意が必要な事項について「コンプライアンス・ハンドブック」や「社内規程類」等において具体化することで、的確に行動規範を遵守し、コンプライアンスを実現しています。

役員・社員等の遵守基準

1. 社会からの信頼の確立	当社の社会的責任と公共的使命を自覚し、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの信頼を確立していかなければならない。
2. 質の高い金融商品・サービスの提供	信託銀行グループとしての全機能を発揮して、利用者に対し質の高い金融商品・サービスの提供に努めなければならない。
3. 反社会的勢力への毅然とした対応	反社会的勢力に対して、毅然とした対応を行わなければならない。
4. 組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止	「マネー・ローndリング等防止に関する法令等遵守方針」に則り、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守し、当社等の金融サービスが不正に利用されないよう防止に取り組みなければならない。
5. 経営の透明性の確保	当社の経営内容、企業情報の適正かつ公正な開示に努め、経営の透明性を確保しなければならない。
6. 利害関係先等との健全かつ正常な関係の構築	「贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針」に則り、不正を行ってまで利益追求を行わず、適用される収賄・汚職防止の関連法令等を厳守しなければならない。また、公務員・みなし公務員等あるいは株主・業務上の利害関係先等に対し、社会通念上の社交儀礼の範囲を超える接待や便宜等を供与してはならず、また、利害関係先その他の第三者からの接待や便宜供与を受けてはならない(法令・社内規程類等で許容される場合を除く)。
7. 公正な活動の徹底	常に公私の区別を明らかにし、業務の運営にあたって、当社の利益と相反する立場に立たず、また職務上の地位を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。
8. 情報管理の徹底	業務上知り得た情報や当社の機密事項をほかに漏らしてはならない。 また、名義のいかんを問わず、未公表の重要情報や当社の業務上の機密事項等を、不正の利益を得る目的で、あるいは当社や他人に損害を加える目的等、不正な目的で利用してはならない。
9. 受託者としての責務の認識	当グループが提供する信託について、受託者として委託者および受益者に負っている責務を認識し、受託者として、善良なる管理者の注意をもって、忠実に信託事務を遂行しなければならない。
10. 損失補てんの禁止	当グループが提供する金融商品・サービスに起因して顧客等が損失を受けた場合において、合理的根拠なく、損失の補てんを行ってはならない。
11. 職場秩序の向上	個々人の人格・個性を尊重し、いかなる場合においても差別行為を行わず、職場秩序を重視し、常にその維持・向上を図るよう努め、働きやすい環境を確保しなければならない。
12. フィデューシャリー・デューティーの実践	「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」に則り、フィデューシャリー・デューティーの実践に努めなければならない。

コンプライアンス意識の浸透への取り組み

当グループでは、取締役会の承認を受け、遵守すべき法令・諸規則等に関する行動規範およびルールの背景・趣旨等に関する解説、違法行為を発見した場合の対処方法などを示した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、グルー

プ全体に周知徹底しています。

また、当グループでは、コンプライアンス意識の浸透を促進するため、グループ全体でコンプライアンス研修を強化しています。具体的には、当社がグループ全体にまたがるテーマについて、研修資料の提供・講師派遣、ディスカッション

型勉強会の企画・運営を行うなど、グループ各社のコンプライアンスに関する統括部署が中心となって実施する研修等のサポートを行っています。

グループ各社においては、上記のほか、各社の業務・商品の特性やお客さまの属性に応じた研修・勉強会の実施、個別テーマに関するeラーニング研修の実施、日常の指導等を通じて、コンプライアンス意識の向上・徹底を図っています。

さらに、当グループでは、コンプライアンス意識の浸透状況を的確に把握するため、主要な子会社等について、毎年度コンプライアンスに関する意識調査を実施し、実態把握と課題の改善に取り組んでいます。当該意識調査では、グループ共通の課題の把握や実効的な施策を実施するため、統一的な質問項目の設定するなど、グループ全体の状況把握に取り組んでいます。

2. 取り組みの概要

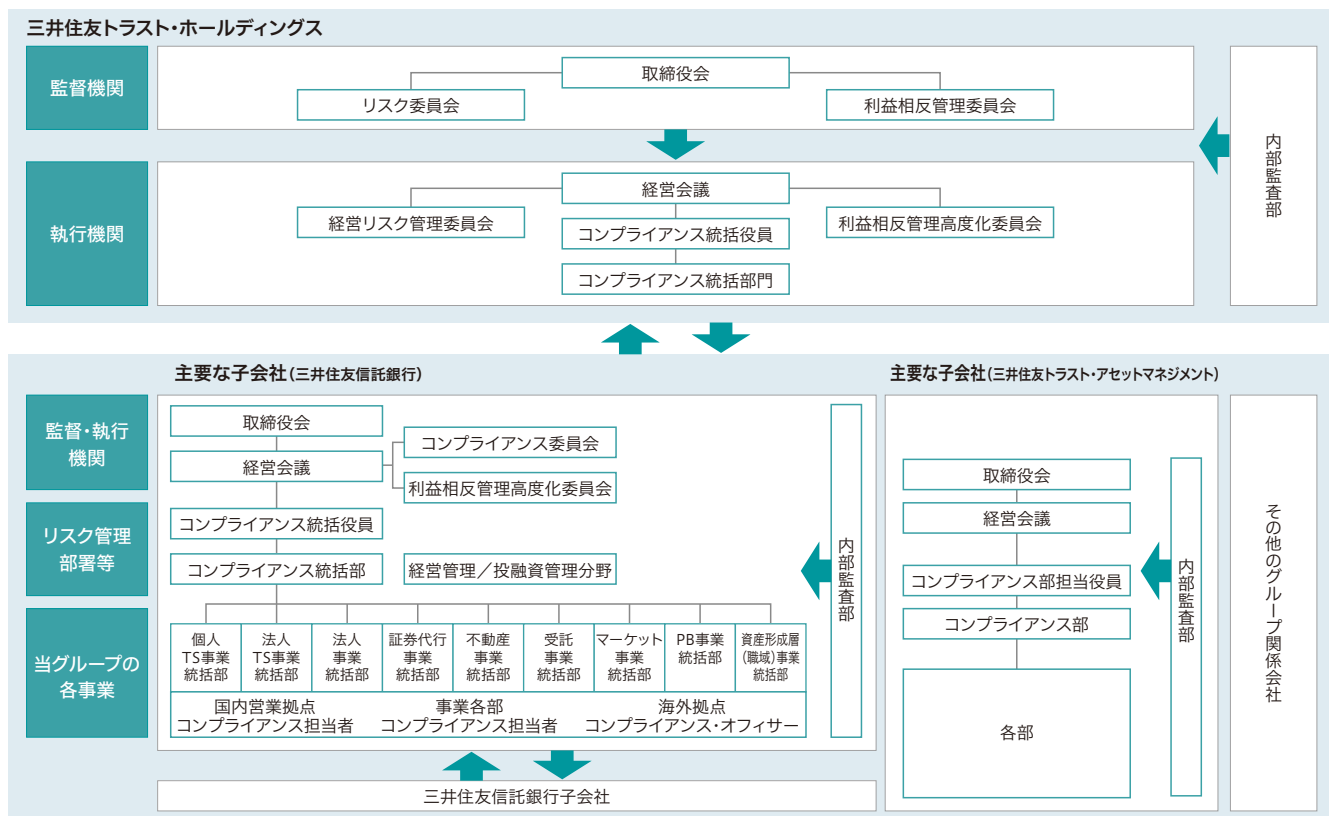
当グループのコンプライアンス体制

当グループでは、毎年度コンプライアンスに係る具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を取締役会の承認を受け、策定するとともに、定期的に取締役会がその進捗状況の把握・評価を行っています。

また、当社は、グループ各社の業務特性に応じた適切なコンプライアンス態勢を整備するため、各社のコンプライアンス・プログラムの策定、進捗・達成状況の監督・指導を行うなど、グループ全体のコンプライアンス態勢を管理しています。なお、コンプライアンスに関するリスクは、オペレーショナル・リスクのリスクサブカテゴリーの一つである「法務・コンプライアンスリスク」として位置付けられています。

グループ各社においては、当社が定めたコンプライアンス方針等に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切なコンプライアンス体制を整備しています。

例えば、主要な子会社である三井住友信託銀行においては、統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、当社が定めたコンプライアンス方針に基づき、コンプライアンス方針や「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、管理・運営状況のモニタリングを行っています。モニタリングによって把握した管理・運営状況等は、コンプライアンス統括役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」の検証を経て、経営会議、取締役会に報告されます。



取締役会、経営会議、コンプライアンス統括部統括役員の役割

取締役会	- 当グループにおけるコンプライアンス態勢の整備、実施状況の監督 - コンプライアンスに係る方針・組織体制の整備 - コンプライアンス・マニュアルの整備、コンプライアンス・プログラムの整備・進捗等の評価等
経営会議	- 取締役会決議・報告事項の事前検討（コンプライアンスに関する事項の決定および統括部署の態勢整備に関する事項等） - 規程・規則の承認・周知に関する事項 - コンプライアンス態勢の状況分析、問題点の検証等
取締役執行役員	コンプライアンスの重要性および担当業務に関する法令等の留意すべき点に留意した、コンプライアンスを重視した経営の実施
コンプライアンス統括部統括役員	当グループのコンプライアンスの状況について、的確な認識に基づく、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた方針および具体的な方策を検討
コンプライアンス統括部	- 当グループにおけるコンプライアンス全般の統括 - コンプライアンス態勢に必要な規程類の整備、施策・指導等の実施および課題等への対処ならびに研修体制の充実等 - コンプライアンス・プログラムの企画立案・進捗等の管理、運営状況のモニタリングを通じた指導等 - コンプライアンスに関する事項の取締役会・経営会議等への付議・報告

コンプライアンス・ホットライン制度

当グループでは、法令諸規則や社内規程類の重大な違反行為、その可能性が高い行為、またはその他不適切と考えられる行為が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員等（アルバイト、派遣社員、退職者、取引事業者等の役職員等を含む）がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度^{※1}を設けています。なお、当社が運営するコンプライアンス・ホットライン制度は、「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」^{※2}に登録されています。

同制度では、通報者保護のため、情報管理や通報者のプライバシー保護を徹底し、制度を適正に利用した通報者や調査協力者に対する不利益な取り扱いを厳禁するとともに、一層利用しやすいホットライン制度とすることを目的に、外部の弁護士事務所への電話による通報や、三井住友信託銀行において24時間匿名で通報可能なWEBシステム（社内通報窓口（三井住友信託銀行））などの簡易な通報手段の整備も行っています。加えて、グループ統一の運営を確保するため、当社は、子会社等に対し（必要に応じて）同制度に準じた制度を整備させるとともに、通報情報を当社に集約することで今後のコンプライアンス態勢の整備に役立てています。また、適正な制度利用の促進のため、主要な子会社である三井住友信託銀行が中心となって、社員等に向けたQ&Aや研修ツールを策定・提供するとともに、主要な子会社等において実施されているコンプライアンス意識調査において制度の認知度を確認しています。これまでの通報制度利用の活性化に向けた対応の結果、2019年度以降

の通報実績は増加しています。

上記のほか、当グループでは、不適切な会計処理等の通報先として2017年度より会計ホットライン制度を設置しており、子会社等に対する周知のほか、通報窓口を当社ウェブサイトにおいて公表しています^{※3}。また、三井住友信託銀行には人事運営上の不公平・不公正、ハラスメントや人権に関する各種相談に応じる人事相談窓口（LGBTQ相談窓口）なども設置しています（詳細は116頁参照）。

各種制度の通報実績は下表の通りです。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
コンプライアンス・ホットライン	15件	12件	16件	30件	31件
会計ホットライン	－	0件	0件	0件	0件
人事相談窓口 ※三井住友信託銀行 への通報実績	78件	65件	76件	68件	99件

※1 海外拠点においては現地言語での通報受付が可能としています。

※2 内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）とは、事業者が自らの内部通報制度を評価して、認証基準に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき消費者庁の指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCMSマークの使用を許諾する制度です。

※3 会計ホットライン制度について

https://www.smth.jp/about_us/management/compliance/index.html

コンプライアンス違反発生時の対応

当グループでは、役員・社員等がコンプライアンス違反が発生した場合に適切な対応を行うため、行動規範の具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」において「違法行為を発見した場合の対処方法」を明確化し、上席者を通じたコンプライアンス統括部への報告を役員・社員等に義務付けています。違反部署からの報告を受けたコンプライアンス統括部は、発生部署とともに事態の調査、解決

に向けた顧客対応、社内・当局宛報告、对外公表の必要性の有無など、解決に必要な対応の指導・助言、違反部署および事業統括部が行う再発（未然）防止策等の適切性の検証を

行うとともに、事故の発生抑止・削減および事務品質等の向上を目的とした報告・管理態勢の整備を行います。

3. 主要なコンプライアンス・リスクへの対応

主要なコンプライアンス・リスク

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 顧客情報の漏えい • 個人情報の不適切な取得・利用 • 提供する商品・サービスの信頼性欠如 • 適合性の原則の違反 • お客さまへの不十分な説明 • お客さまからの相談や苦情等への不誠実な対応 • お客さまとの節度を越えた交際 • 利益相反取引 • 不適切な会計処理 • 情報開示の軽視 | <ul style="list-style-type: none"> • 違法な利益供与 • 自由・公正な競争の阻害 • インサイダー取引等の不公正取引 • 外為法違反 • 知的財産権の侵害 • 行政との不透明な関係 • 反社会的勢力との取引 • マネー・ローンダリング • テロ資金供与 |
|--|---|

マネー・ローンダリング※1等防止態勢

当グループでは、取締役会の承認を経て「マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針」を公表し、マネー・ローンダリング等に毅然とした態度で臨む意思を明確にしています。

当社は、海外拠点を含むグループ全体で金融サービスの不正利用を防止するため、防止態勢構築に係るグループ共通指針として「AML/CFT※2グローバル・ガイドライン」を制定し、グループ各社における定期的なマネー・ローンダリング等防止態勢に関するリスク評価、リスクに応じた低減措置の実施状況等の確認を通じて、グループのマネー・ローンダリング等防止態勢の監督、課題に対する高度化の指導を行っています。

グループ各社においては、特定されたリスクに対してリスクに応じた低減措置を実施しており、具体的には、口座開設時や送金受付時等の法令（犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替および外国貿易法等）に基づく確認に加え、お客さまの属性や取引目的、取引内容等に関するヒアリングを実施しており、マネー・ローンダリング等に係るリスクの度合いに応じてさらなるヒアリングを実施するなど、厳格な審査を実施しています。

また、取引開始後も不正な口座異動等がないかシステムによるモニタリングを実施しており、マネー・ローンダリングやテロ資金等への関連が疑われる取引に遭遇した場合は、所管省庁が公表する「疑わしい取引の参考事例」を参考に、社内規程類に定められた報告基準・手続きに基づき、当局に対し適切に「疑わしい取引の届出」を行っています。不正な目的での金融サービス等の利用が判明した場合は、必要に応じて速やかに取引の制限等の措置を実施することで、金融サービスの不正利用の拡大を防止しています。

さらに、当グループでは、上記態勢をより確実なものとするため、グループ各社の実施する業務特性に応じたマネー・ローンダリング等防止に関する社内研修や専門資格の取得等に対する研修資料の提供や助言といった支援を実施しており、グループ全体でのマネー・ローンダリング等防止態勢の高度化に取り組んでいます。

※1 マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、麻薬密売などの犯罪で得た収益をあたかも正当な取引で得た資金とみせかけるために、金融機関の口座や金融商品間で転々とさせ、不正な資金の出所を隠すことを指します。また、テロ資金供与とは、爆弾テロやハイジャックといったテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供することをいいます。当社では、提供する金融サービス等がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等をはじめとした金融犯罪活動に利用されることを防止することをマネー・ローンダリング等防止対策と称しています。

※2 AML: Anti-Money Laundering, CFT: Combating the Financing of Terrorism

マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針

1. マネー・ローンダリング等防止態勢の整備

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するための体制とコンプライアンス・プログラムを整備し、強化を図ります。

2. 経営の関与

経営陣は、責任をもってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に取り組めます。

3. マネー・ローンダリング等に係るリスク評価

当グループは、定期的にマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に係るリスク評価を行い、その結果に基づきコンプライアンス・プログラムを実施・強化します。

4. 顧客デュー・デリジェンス

当グループは、リスクベースで、顧客デュー・デリジェンスや本人確認等の手続きを行います。

5. 制裁対象者スクリーニング

当グループは、その活動する国の経済制裁関連法令等を遵守して、適切に制裁対象者スクリーニングを行います。

6. 疑わしい取引のモニタリングと報告

当グループは、疑わしい取引を検知するため、取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、適切に監督当局に報告します。

7. 研修

全ての役員および社員は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に関する適切な研修を定期的に受講します。

8. 書類の保存

当グループは、法令等で定められた期間を遵守して、マネー・ローンダリング等に関する書類・記録等を適切に保存します。

9. 懲戒手続き

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合は、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

10. モニタリングおよびテスト

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策について、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテスト（内部監査を含む）を実施します。

反社会的勢力[※]への対応

当グループでは、経営理念、目指す姿である「The Trust Bank」の実現のため、「行動規範（バリュー）」において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを宣言し、反社会的勢力との取引防止に取り組んでいます。

具体的には、反社会的勢力への牽制や取引開始後に反社会的勢力と判明した場合に取引を解消させる契約上の根拠付けとして、各種商品・サービス等において暴力団排除条項を導入しているほか、新規の個人向け融資等を対象に預金保険機構を介した警察庁データベースへの照会を実施するなどの取引防止態勢を構築しています。また、取引開始後も取引の相手方が反社会的勢力に該当しないか確認する態勢を整備しており、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合は、警察等外部専門機関と緊密に連携し、取引解消等に向けた対応を行う態勢を構築しています。

また、反社会的勢力との取引防止意識をより強固なものとするため、役員・社員等を対象に反社会的勢力との取引防止研修（1回/年）を毎年度実施しています。

※反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに係る個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。

インサイダー取引防止

当グループでは、インサイダー取引等を防止するため、「インサイダー情報管理規程」において、業務遂行にあたり取得したインサイダー情報の報告義務、伝達・管理方法を定め、厳正に管理しています。

2018年にグループの成長事業と位置付ける資産運用ビ

ジネスの強化を目的に三井住友信託銀行の資産運用機能を三井住友トラスト・アセットマネジメントに統合し、他のグループ各社との厳格な情報遮断体制を構築しています。

三井住友トラスト・アセットマネジメントにおいてはインサイダー情報が投資（運用）を行う部署に伝達されないように特に厳格な管理・情報遮断を行っているほか、「証券会社等との接触等に関するガイドライン」を定め、運用担当者と証券会社営業担当者との不適切な接触を禁止しています。

また、当グループでは各社の態様に応じたインサイダー防止に係る研修態勢を整備しています。例えば、主要な子会社である三井住友信託銀行では、全社員を対象とした研修を年2回（受託事業では年4回）実施するとともに、全役員・社員等から、インサイダー取引未然防止に係る社内規程類の遵守を約する内容を含む誓約書の提出を年2回（受託事業では年4回）受けています。

インサイダー取引再発防止策の進捗状況について

当グループが2012年3月および6月に公表したインサイダー取引の再発防止策については、全て対応済みです。

また、2018年10月1日に三井住友信託銀行の運用部門を三井住友トラスト・アセットマネジメントに統合しましたが、引き続き、当社が中心となり防止策の実施状況・定着状況について、定期的なモニタリングを継続し、再発防止に取り組んでいきます。

※2012年に発生したインサイダー取引規制違反についての詳細は、2012年CSRレポートに記載しています。

URL: <https://www.smth.jp/csr/report/2012/04.pdf>

贈収賄・汚職※防止に向けた取り組み

当グループでは、法令諸規則または社会慣行および慣習に反する接待および贈答品の授受等が行われることを未然に防止するため、取締役会の承認を経て「贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針」を公表し、経営陣による監督の下、贈収賄・汚職防止プログラムに取り組んでいます。当該プログラムは、定期的な贈収賄・汚職に係るリスク評価を通じ、見直し・強化を行っており、贈収賄・汚職リスクが特に高い海外拠点等で迅速かつ適切な対応がとれるよう現地弁護士事務所と海外拠点との緊密な連携を構築するなど、贈収賄・汚職防止に係る態勢の高度化に努めています。また、政治活動に関する寄附については、政党、政治資金団体のみを対象にするなど、政治資金等に関する諸法令を遵守し、寄附金の支出にあたっては、必要な事前承認を得て適切に対応しています（当社の政治献金額は、2021年度10百万円でした）。

次に、当グループでは贈収賄防止に関する取り組みの遵

守を確実なものとするため、定期的なモニタリングを通じて履行状況を確認するとともに、毎年度、役員・社員等に対する研修を実施し、贈収賄・汚職防止に係る考え方・相手方との利害関係（許認可、補助金交付、契約等）が存在しないこと等必要な事前承認手続き、許容可能なガイドライン（当社の利害関係者に該当しない公務員に対して提供する場合等）等の周知を行っています。このうち、特に贈収賄リスクに直面する可能性の高い部署（経営管理分野、法人関連分野、投融資関連分野等）においては、追加的な専門研修および遵守に係る誓約書の提出を受けています。海外拠点においてはより実効的な研修として、拠点所在国の規制等を踏まえた研修の実施、現地弁護士を講師とした講義形式の研修等にも取り組んでいます。

なお、当グループにおいて贈収賄・汚職に関する問題事案等の発生はございません。

※当グループでは「贈収賄・汚職」を、相手方に不当な影響を及ぼす意図をもって行う接待、ならびに金銭および物品の贈答、その他の利益提供の申し込み、約束および提供する行為、提供者に不当な便宜を図る意図をもって、財物等を受領し、または請求する行為と定義しています。

贈収賄・汚職防止プログラムにおける取り組み事例

接待・贈答などに対する事前承認制度	接待・贈答はもちろんのこと、経費負担、寄付・助成に至るまで贈収賄・汚職につながる可能性のある企業行動を対象とし、関係法令等によって許容される場合であっても事前承認を得る必要がある運営を実施
採用やトレーニングの受け入れの一元管理	採用・トレーニングの受け入れを通じて、不正な利益供与が行われることを防止するため、人事部による一元管理の仕組みを構築
一定の契約類型に関する締結前のデュー・デリジェンス義務化 役員・社員等への研修	コンサルタント等の第三者を通じた資金提供リスクに対応するため、一定の契約類型については契約締結前に、当該第三者に対するデュー・デリジェンスの実施を義務付け
モニタリング・テスト（内部監査含む）	履行状況を個別に確認するため、定期的にモニタリングおよびテストを実施

贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針

1. 経営の関与

経営陣は、責任をもって贈収賄・汚職防止プログラムの監督に取り組みます。

2. 贈収賄・汚職に係るリスク評価

当グループは、定期的な贈収賄・汚職に係るリスク評価を行い、その結果に基づき贈収賄・汚職防止プログラムを実施・強化します。

3. 接待・贈答の実施に先立つ事前承認

全ての役員および社員は、公務員等に対していかなる接待、贈答、または寄付等の便益供与を実施するにも、関連法令等によって明示的に許容されている場合であっても、事前承認を得ることが必要となります。

4. 政治活動・政治資金に関する法令の遵守

当グループは、政治活動に関する寄附については、政党、政治資金団体のみを対象にするなど、政治活動・政治資金に関する諸法令を遵守します。また、政治活動に関する寄附金の支出にあたっては、必要な事前承認を得て適切に対応します。

5. 適切な贈収賄・汚職リスクのデュー・デリジェンス

代理人またはコンサルタント等の第三者、もしくは合併・買収先との関係を新たに構築するにあたり、当グループはリスクベースで贈収賄・汚職リスクに関するデュー・デリジェンスを実施します。

6. 採用やトレーニングの受け入れの管理

当グループは、公務員等に対して違法な利益供与を実施しているとの疑念を払拭すべく、採用やトレーニング受け入れ手続きの適切性を検証します。

7. 研修

全ての役員および社員は、贈収賄・汚職防止に関する適切な研修を定期的に受講します。

8. 内部通報制度

贈収賄・汚職に関する違反を発見した場合、全ての役員および社員は内部通報制度を利用することができます。同制度では、善意の通報者について不利益処分を行うことが禁止されています。

9. 懲戒手続き

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合には、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

10. モニタリングおよびテスト

当グループは、接待および贈答に関して贈収賄・汚職防止プログラムに準拠して、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテスト（内部監査を含む）を実施します。

談合・カルテル防止

当グループでは、独占禁止法を遵守するため、コンプライアンス・マニュアルにおいて「独占禁止法に関する当社の行動指針」を制定しています。行動指針では、当グループの業務に照らして問題となり得る具体的事案を例示するなど役員・社員等が理解しやすい身近な内容とすることで周知徹底をしています。

さらにグループ各社においては、共同行為や優越的地位の濫用、虚偽・誇大な広告表示の禁止等につきチェックルールを設け、厳格に運営することで独占禁止法を遵守しています。

知的財産権の保護

当グループでは、コンプライアンス・マニュアルにおいて知的財産権を尊重する方針を掲げ、役員・社員等に対し他人の著作物等の無断複製・利用の禁止を徹底しています。また、当グループ各社における知的財産権についても、適切に用いるための社内ルールの整備も行っており、適切に知的財産権を保護しています。

コンプライアンス・リスクに関連する金銭的損失の状況

当グループでは、2020年～2021年にかけて、当社取引先の議決権行使書集計に係る業務における不適切な取り扱いおよび元社員による不祥事件が発生致しました。事態の概要および事案への対応等に関する詳細については下記リリースを参照ください。

このうち、元社員による不祥事件において、三井住友信託銀行が元社員に代わって被害を受けられたお客さまに対し補償（元社員による着服・一時流用した元本相当額および遅延損害金の全額）を行っています。なお、三井住友信託銀行が補償した金額の全額を元社員に請求しています。

- ・2020年9月18日当社取引先の議決権行使書集計に係る業務について
<https://www.smtb.jp/-/media/tb/about/corporate/release/pdf/200918.pdf>
- ・2020年9月24日当社取引先の議決権行使書集計に係る業務についての調査結果のお知らせ
<https://www.smtb.jp/-/media/tb/about/corporate/release/pdf/200924.pdf>
- ・2020年12月17日議決権行使書集計業務の見直し及び再発防止策等について
<https://www.smtb.jp/-/media/tb/about/corporate/release/pdf/201217.pdf>
- ・2021年10月22日議決権行使書集計業務の見直し等の実施状況について
<https://www.smtb.jp/-/media/tb/about/corporate/release/pdf/211022.pdf>
- ・2021年1月22日元社員による不祥事件の発生について
<https://www.smtb.jp/-/media/tb/about/corporate/release/pdf/210122.pdf>
- ・2021年11月2日元社員の不祥事件に関する調査状況等のお知らせ
<https://www.smtb.jp/-/media/tb/about/corporate/release/pdf/211102.pdf>

三井住友トラスト・グループの税務コンプライアンスに関する基本方針

当グループは、適正な納税が重要な社会的責任であると認識しています。

当グループの役員および社員の税に対する意識を高め、お客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で、税について適正な管理を行い、企業活動を推進していくため、税務コンプライアンスに関する基本方針を経営会議決議により制定しています。

この方針に基づき各国の税法、通達・指針、租税条約やOECD移転価格ガイドライン、BEPS^{※1}行動計画等を遵守し、適正な納税に努めるとともに、これらに反する租税回避行為等の防止を図っています^{※2}。

当グループは、租税回避や所得移転を幫助することだけを目的とした取引を行いません。税務の責任者である財務統括役員の指揮のもと、当社の税務チームおよび国内外の各拠点のマネジメントがこの基本方針に沿って連携を図りながら税務業務を遂行しています。また、各国の税法等を遵守し適正な納税に資するために専門家も活用し、税務リテラシーの向上に努めます。

また、重要度が高い案件については、取締役会にて決議・報告が行われます。

※1 BEPS: Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転)

※2 英国税務戦略

https://www.smtb.jp/about_us/management/compliance/pdf/UK_Tax_strategy.pdf

税務コンプライアンス方針

税法等の遵守

当グループは、各国の税法、通達ならびに租税条約等税に関するルールを遵守し、適正に納税していきます。

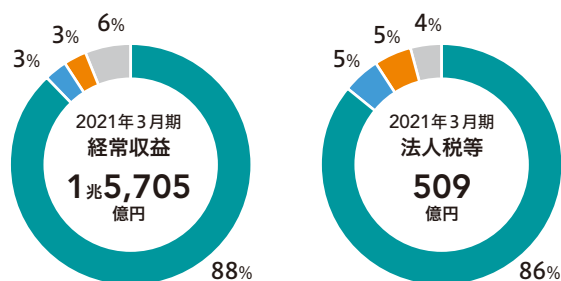
税に関するリスクへの対応

当グループは、税に関するリスクが経営上の重要な課題の一つと認識し、お客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で、税について適正な管理を行い、企業活動を推進していきます。

税務当局との関係

当グループは、情報開示等透明性を高めることで税務当局との信頼関係を築いていきます。

当グループは、グループ内の国をまたぐ取引が独立企業間原則を遵守した取引であることを文書化し、各国の税務当局に対し説明可能な体制を整備していきます。



■ 日本 ■ 欧州 ■ アジア ■ その他

経常収益および法人税等は税務当局に提出している国別報告書に基づき掲載しています。